

令和3年度 政務活動費の収支状況

●政務活動費とは

「地方自治法第100条第14項から16項」に規定する議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければなりません。本市においては「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」および「根室市議会政務活動費の交付に関する規則」の規定に基づき、根室市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派等に交付されます。

●交付額及び交付対象

議員一人あたり年額240,000円が会派等に対して交付されます。（令和3年度は改選期のため、任期期間により一人あたり各120,000円を支給）

●政務活動費使途基準

政務活動費は、条例で定める以下の使途基準に従って使用します。

項目：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、北方領土対策活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費

R4.3.31現在 (単位：円)

項 目	創 新	市政クラブ	大 地	日本共産党 根室市議会議員団	会派 紬	市民クラブ	無所属 (千葉智人)	無所属 (久保田陽)	無所属 (壺田重夫)	無所属 (西田浩一)	無所属 (保坂いづみ)	合 計	
所属議員													
A：改選前 (R3.4.1～R3.9.14)	6人	3人	3人	2人	—	—	1人	1人	1人	—	—	17人	
B：改選後 (R3.9.15～R4.3.31)	4人	2人	2人	2人	2人	2人	—	—	—	1人	1人	16人	
交付決定額 (A)	1,200,000	600,000	600,000	480,000	240,000	240,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	3,960,000	
活動費決算額内訳	調査研究費	210,626		285,895		62,318			106,916			665,755	
	研修費			36,550		57,516						94,066	
	広報費			16,500								16,500	
	広聴費											0	
	要請・陳情活動費											0	
	北方領土対策活動費	268,201										268,201	
	会議費								70			70	
	資料作成費											0	
	資料購入費	7,920	46,960		40,723	77,146			10,344	2,180	12,600	37,425	235,298
	人件費												0
事務所費	52,950	109,035	11,561	144,432	36,418			39,629	7,913	28,266	29,789	459,993	
決算額 (B)	539,697	155,995	297,456	238,205	113,564	119,834	0	49,973	117,079	40,866	67,214	1,739,883	
差引返納額	660,303	444,005	302,544	241,795	126,436	120,166	120,000	70,027	2,921	79,134	52,786	2,220,117	
執行率 (B/A)	45.0%	26.0%	49.6%	49.6%	47.3%	49.9%	0.0%	41.6%	97.6%	34.1%	56.0%	43.9%	

※「事務所費」とは、「会派又は議員が行う活動に必要な事務所（会派又は議員控室とする。）の管理に要する経費」のことをいいます。

※交付決定額を超える決算額については、会派等の負担となります。

※決算額が交付決定額に満たない場合は、その差額を返還することとなります。

※政務活動費に関する収支報告書は、「根室市情報公開条例」及び「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき閲覧することができます。